

掲示文書一覧(市長分)

令和7年12月5日

種別	番号	題名	主管課
告示	588	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	589	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	590	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	591	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	592	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	593	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	594	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	595	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	596	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室
告示	597	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 588号

令和 7 年 1 月 25 日

姫路市長 清元秀泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 54 条の 2 第 5 項又は第 6 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、下記の指定介護機関から事業所を休止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和 7 年 (2025 年) 1 月 1 日	—	—	幸長歯科医院	姫路市書写 2 736 番地 1 1
令和 7 年 (2025 年) 10 月 31 日	社会福祉法人宝寿会	神崎郡神河町福 本字中茶屋山 1 241 番地 3	ヘルパーステー ションやすらぎ	姫路市広畠区 北野町二丁目 59 番地 10

姫路市告示第 589号

令和 7年 12月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記の指定介護機関から事業所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 11月1日	社会医療法人 松藤会	姫路市飾磨区英賀春日町二丁目 25番地	訪問看護ステーションゆめさき	姫路市飾磨区英賀春日町二丁目 25番地

姫路市告示第 590号

令和 7年12月 5日

姫路市長 清元秀泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者の名称	主たるの所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 11月1日	株式会社シャイニー	姫路市飾磨区加茂215番地29	ケアプランや まさん家	(変更前) 姫路市飾磨区中浜町一丁目110番地
				(変更後) 姫路市飾磨区英賀清水町三丁目121番地
令和7年 (2025年) 9月19日	株式会社ナーシングホーム のじぎく	姫路市北平野一丁目5番7号	居宅介護支援事業所のじぎく	(変更前) 姫路市上手野189番地
				(変更後) 姫路市夢前町寺82番地1

令和7年 (2025年) 10月1日	株式会社 SBC	姫路市飾東町庄 125番地1	ケアステーション飾東	(変更前) 姫路市飾東町庄 259番地 リ アン飾東A10 2号
				(変更後) 姫路市飾東町庄 125番地1

姫路市告示第 591号

令和 7 年 1 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 54 条の 2 第 5 項又は第 6 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、下記の指定介護機関から事業所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和 7 年 (2025 年) 9 月 30 日	有限会社ニッケ・ケアサービス	愛知県一宮市今伊勢町本神戸字前畠 1	デイサービスセンターニッケ・フェルト銀羊苑	姫路市野里上野町一丁目 15 番 21 号
令和 7 年 (2025 年) 10 月 1 日	社会福祉法人 姫路東部福祉会	姫路市飾東町豊国 210 番地	訪問介護事業所清寿園	姫路市飾東町庄 318 番地 3

姫路市告示第 592号

令和 7 年 1 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年
法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第 50 条の 2 の規定により、下記の指定医療機関から事業を休止した旨の届出
があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7 年（2025 年）1 月 1 日	幸長歯科医院	姫路市書写 2736 番地 11

姫路市告示第 593号

令和 7年12月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から事業を再開した旨の届出
があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

再開年月日	名称	所在地
令和7年(2025年)1月1日	訪問看護ステーションゆめさき	姫路市飾磨区英賀春日町二丁目25番地

姫路市告示第 594号

令和 7 年 1 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2 の規定により、下記の指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

廃止年月日	名称	所在地
令和 7 年（2025 年）10 月 31 日	医心館 訪問看護ステーション 姫路	姫路市宮西町三丁目 13 番地
令和 7 年（2025 年）10 月 31 日	I & H 姫路広畑薬局	姫路市広畑区夢前町三丁目 1 番地 19-101

姫路市告示第 595号

令和 7年 12月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定医療機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年
法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第 49 条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための
医療を担当する機関に指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	有 効 期 間
令和 7 年（2025 年）12 月 1 日	ファン薬局 白銀 店	姫路市白銀町 96 番 地	令和 7 年 12 月 1 日か ら令和 13 年 11 月 3 0 日まで
令和 7 年（2025 年）11 月 1 日	阪神調剤薬局 姫 路広畑店	姫路市広畑区夢前町 三丁目 1 番地 19- 101	令和 7 年 11 月 1 日か ら令和 13 年 10 月 3 1 日まで

姫路市告示第 596号

令和 7年12月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律によ
る指定施術機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年
法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下
同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記
の指定施術機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定
により告示する。

記

廃止年月日	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地
令和7年(2025年) 9月21日	田口 直弥	くぼ整骨院	姫路市広畠区才839番 地10

姫路市告示第 597号

令和 7 年 1 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 55 条第 2 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、下記のとおり指定施術機関から氏名並びに施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

変更年月日	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地
令和 7 年（2025 年）3 月 21 日	三木 愛良	(変更前) くぼ整骨院飾磨院	(変更前) 姫路市飾磨区細江 2599 番地 1
		(変更後) くぼ整骨院	(変更後) 姫路市広畠区才 839 番地 10
令和 7 年（2025 年）4 月 29 日	(変更前) 三木 愛良	くぼ整骨院	姫路市広畠区才 839 番地 10
	(変更後) 上山 愛良		
令和 6 年（2024 年）5 月 7 日	久保 昇弥	(変更前) おおはら整骨院	(変更前) 揖保郡太子町東保 271-1
		(変更後) くぼ整骨院	(変更後) 姫路市広畠区才 839 番地 10